

市民憩いの広場（市民農園）利用要項

1. 利用期間 **令和2年4月1日から令和4年1月31日まで**
(ただし、令和2年3月1日より1か月間は試用期間として利用できるものとします)
2. 対 象 市内在住で、他人に迷惑をかけず耕作の管理と雑草などの処理（利用区画に面した通路と空き地の雑草も含む）ができる方。（高校生以下は除く）
3. 利用条件 (1) 水道・トイレ・駐車場はありません。（車での来場は禁止。）
(2) 食用農作物の栽培に限ります。
(3) 丈の高い作物は、周辺作物の日照に支障があるため禁止します。
(4) 作物の不用部分や耕作に要した物品・ゴミ等は全てその日のうちにお持ち帰りください。広場内への廃棄は一切認めません。
(5) 利用を辞退する場合は、速やかに区画を整地し、市役所にご連絡ください。
(6) 利用は一世帯（同居の別世帯も含む）一区画（概ね15㎡）。
※詳しくは別添の利用上のマナー等をお読みください。
4. 利用取消し (1) 野菜の栽培以外に利用したとき。
(2) 利用者が指定された区画を利用しないで1箇月以上放置しているとき。
(3) 広場内に工作物を造ったとき。
(4) 他人の迷惑になるような行為をしたとき。（他者耕作物の盗難など）
(5) 広場を転貸したとき。
(6) 指定された区画からはみ出して耕作をしたとき。
(7) 利用料を指定する期日までに納入しないとき。
(8) その他、市民憩いの広場の管理上支障があると認められるとき。

5. 利 用 料 1区画当たり年額2,000円

6. 貸出場所

広場名	場 所	区画数
柏 原	土橋バス停北	48
南入曾第1	新入曾橋東	73
南入曾第2	新入曾橋東	121

広場名	場 所	区画数
北 入 曾	東亜DKK西	108
新 狭 山	新狭山小学校北	86
笹 井	鷺宮製作所北	36

7. 申し込み 所定の申込書に必要事項を記入し押印の上、令和元年12月10日（火）までに産業振興課へ提出ください。（郵送可）
※申し込み多数の場合は抽選となります。
※抽選会:令和元年12月18日（水）午前10時から市役所702会議室で実施します。
※抽選結果及び当選者への承認書等の発送は、1月上旬頃を予定しております。
※一世帯一通の申し込みとし、複数の申し込みをした場合は無効といたします。

8. 問い合わせ 狭山市役所 産業振興課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
電話 04-2953-1111 内線 2553 土・日・祝日を除く8時30分～17時15分